

長崎市監査公表第 11 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 4 月 18 日

長崎市監査委員 小 田 徹
同 三 谷 利 博
同 永 尾 春 文
同 山 崎 猛

1 監査の種類

包括外部監査（令和 3 年 3 月 23 日付 長崎市監査公表第 3 号）

2 監査の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 23 日まで

3 監査のテーマ

水道及び下水道事業に関する事務の執行について

4 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	上下水道局業務部	経理課 料金サービス課
	上下水道局事業部	事業管理課
意見	上下水道局業務部	総務課 経理課 料金サービス課

5 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
料金サービス課	Ⅱ 収入及び債権管理 1. 水道料金及び下水道使用料 検針委託契約書における連帯保証人の取扱いについて 検針業務における個人との委託契約書について、受注者個人の契約とともに、損害が生じた場合の連帯保証人として、別の個人が署名して連帯保証契約を締結している。確認した個人 4 名にかかる委託業務契約書において、それぞれに 4 人が他の 3 人の連帯保証契約を締結している状況にあった。つまりは、A・B・C・D の 4 人の業務受注者について、A の連帯保証人が B となり、B の連帯保証人が C となり、C の連帯保証人が D となり、D の連帯保証人が A となっていた。A から D の契約書（業務委託書及び連帯保証契約書）は、一連で取りまとめられており、連帯保証意思の確認書類として、その最後に全員の印鑑証明が添付されていた。 連帯保証契約時に取得した印鑑証明書なのか、業務委託契約時に取得した印鑑証明書なのか判別不能であった。印鑑証明書を連帯保証意思の確認資料として添付するのであれば、連帯保証契約書に添付を要するところである。 重要書類の取扱い、添付方法について再度、検討の上、取扱いを改める必要がある。	印鑑証明書について、連帯保証契約時に取得していたが、添付すべきところを誤っていたため、連帯保証契約書に添付し直した。
料金サービス課	Ⅱ 収入及び債権管理 2. 債権管理 分納誓約書の徴求について 分納については、水道料金の場合、履行延期の特約（地方自治法施行令 171 条の 6）の要件を満たす必要があり、下水道使用料の場合、執行猶予（地方税法 15 条）または換価猶予（同条の 5）の要件を満たす必要がある。ヒアリングを実施して無作為に原記録を確認したところ、これらの要件を充足して運用されていることは確認できたが、分納の手続として、原則として分納誓約書を徴求する取り扱いとしながら、なかには徴求できていない案件も存在するとのことであった。この点、分納誓約書を徴求することは、	滞納者が分納を希望した際に分納誓約書は原則徴収することとしている。

所属名	指摘	措置
	延滞者に支払いを促す効果があるだけでなく、消滅時効の中断事由にもあたることから、原則として分納誓約書を徴求する運用に改善することが望ましい。	
事業管理課	Ⅲ支出 1. 契約 決議書の不足 本来、契約締結日に決議が必要とされる支出負担行為決議書の決裁がなされていなかった点については、同じような手違いがないようにされたい。また、抽出した一部の契約書を確認した上で発見された処理内容であったため、再発防止に加え、誤った処理がないかどうか管理・報告する体制を整える必要がある。	突発的な水道管破損が発生した場合、ライフラインであることに鑑み、まずは、現場復旧を優先して行う必要があり、長崎市上下水道局文書規程第 28 条の規定により、口頭により決裁を受け、事後に所要の手続きをとっている。 しかしながら、緊急修繕以外の案件については、契約書を取り交わした時点で支出負担行為が可能であることから、引き続き決裁の遺漏がないよう適正な事務処理を行っている。
料金サービス課	Ⅲ支出 2. 助成金・貸付金 同意書や誓約書の徴求について 個人情報の提供に関する同意書が徴求されていないが、利用目的を明示するとともに、連帯保証人等の関係者に状況を提供することがあり得ることを想定して同意書を徴求すべきである。また、貸付対象者に関する暴力団排除の対応がなされていないが、長崎市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 20 日・条例第 59 号）に基づく取組みとして、県警への照会や暴排誓約書等の徴求を行うべきである。	貸付人に対し、貸し付ける際に個人情報提供同意書、暴排誓約書を記入するように改めた。 また、県警照会や暴排誓約書の徴収など、暴力団排除条例に基づいた取組みを実施することとした。

所属名	指摘	措置
経理課	V 固定資産管理 固定資産の正確な情報把握について 固定資産データの検討を行った結果、単純な登録ミスや市町村合併の際に詳細不明な資産をそのまま引き継いだものなどが見受けられた。水道事業及び下水道事業ではそれぞれ約 2 万件の固定資産を保有しており、年度決算ごとにすべての固定資産の内容を確認することは現実的には不可能であると考えられるため、過年度の誤りがそのままになっていたと思われる。 現在アセットマネジメント支援情報システムを構築中であるが、システムの有効な運用のためには、保有している固定資産について、正確な情報を把握しておくことが不可欠であると考え。アセットマネジメント支援情報システムの運用前に、固定資産の正確な情報の把握、及び、修正が必要なものについては適切な修正をしていただきたい。	固定資産の情報を確認の上、修正が必要なものについては、令和 2 年度決算において減価償却費として費用化し、固定資産台帳を修正した。
経理課	V 固定資産管理 適切な費用処理について 建設仮勘定の中に本勘定への振替予定のないものがある。本来、事業計画通りに着工に至らず今後も着工の見通しが無いものについては、判明した際に適切に処理する必要があるため、建設仮勘定として計上し続けるべきではない。 確認したところ、今回判明したものについては令和 3 年度に適切に費用処理する予定とのことであった。今後は每期、建設仮勘定明細の内容の確認を行い、処理もれがないようにしていただきたい。	建設仮勘定中、本勘定への振替予定のないものについては、令和 3 年度で処理した。 今後も、事業計画の進捗状況を詳細に確認し、計画通りに着工しないことが判明したものについては、速やかに処理することとしている。

所属名	指摘	措置
経理課	VII会計 リース注記について 現在長崎市上下水道局会計規程において、300 万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引に関しては通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする規定されているが、決算書上、リース注記において、上下水道事業共に「所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産」については、「リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。」と記載されており規程上との整合性が図られていない。整合性につき検討すべきである。	令和 3 年度当初予算書の注記から、会計規程に基づき記載内容を修正し、整合を図った。
料金サービス課	VII会計 現金管理方法について 上下水道局の現金管理体制に関するチェックを料金サービス課、及びサンプルでピックアップした現金取扱場所に往査し、現金の管理体制についてヒアリングを行うとともに、ヒアリング時点における現金の管理状況を実査により確認した。現在現金の保管、管理に関しては現金出納員を設け、入出金の記録の提出と、月次で現金実査を行いその報告を提出している。ただし、月次の現金は実際においては、マニュアル上、現金取扱員の上席者の具体的なチェック方法の記載がないため、保管場所によっては上席者が自ら実査を行って確認する場合と、報告書の確認にとどまる場合など、統一されていない。現金実査を現金出納員のみに任せる運用は、現金の管理方法としてはあまり強い統制であるとは言えないため、月次報告時における上席者の業務をマニュアル上明記し、上席者のチェックがしっかり入る体制を整え、統制を強化する必要がある。	指摘を受け、月次の現金のチェックの際、担当者と上席者の 2 名以上のチェックをするように定めた 上記の旨を文書で通知し、収納マニュアルの改正を実施した。

所属名	指摘	措置
料金サービス課・ 経理課	Ⅶ会計 パスワード管理について 現金取扱場所においては、上下水道局へ日々の出納業務を報告するためのシステム（エクセルベースで作成されている）があり、これを操作するにはIDとパスワードが要求される。ただし本システムのパスワードは、定期的に変更する指示はなく、実態としても過去から変更されていない。【料金サービス課】 また、企業会計システムのアカウント管理において、定期的に担当者名や権限、パスワードの情報を経理課に集約をしているが、同様に、パスワードの定期的な変更迄は要求していない。セキュリティを一定以上に保つためにも、定期的なパスワード変更は必要であり長崎市情報セキュリティポリシーに照らして適切な運用（定期的なパスワードの変更）を行う必要がある。【経理課】	【料金サービス課】 出納状況システムのパスワードが当初設定したもののままであったため、半年に1回、パスワードを変更するように運用を変更した。 上記の旨を文書で通知し、収納マニュアルの改正を実施した。⇒A（1）、R3.3 【経理課】 企業会計システムのアカウント管理については、年4回（4月・7月・10月・1月）、経理課が新たなパスワードを設定し、システム使用者に通知する取扱いに変更した。（令和3年4月に1回目の設定、通知を行った。）⇒A（1）、R3.4

所属名	意見	措置
総務課	I 事業計画 基本施策の実現に向けた実効性のある広報活動の検討について 成果指標は、マスタープランに設定されている基本方針，基本施策に応じて設定されており，その目標値が定められているところであるが，時代の変化や社会情勢を踏まえながら目的達成のために有効かつ効率的な広報方法を検討していく必要がある。この点，上下水道事業に共通する「広報・広聴活動の推進」（いずれも同 1－2）の広報活動としては、イベントや出前講座による周知としているところ，監査年度中に発生した新型コロナウイルスの感染拡大の終息が不透明な中では実施の可否を含めその実効性に疑問があるところである。テレビ講座や動画配信等，時機に応じた実効性のある内容の設定を検討されたい。	令和 3 年度に広報の目的・手段を明確にし、上下水道局職員が一丸となって実施できる広報体制をとれるよう、令和 3 年度から令和 6 年度までを実施期間と定めた長崎市上下水道局広報戦略を策定した。 具体的には、以下のとおり HP や SNS 等を利用した新たな広報活動を開始している。 ・小学生の夏休みの学習帳である「あじさいノート」と連携し、上下水道局 HP に「あじさいノート」対応のコーナーを設け、動画をはじめ「こども下水道新聞」等、自由研究に活用できる内容を公開。 ・水道水が浄水場で製造される過程について、職員が動画を制作し、長崎市公式 YouTube チャンネルで浄水場の施設見学動画を配信。 ・マイボトル運動の推進及び水道水の PR として、給水スポット（マイボトル用冷水器）を市内に 2 か所設置（R4.10 あぐりの丘、R5.1 市役所新庁舎） ・給水スポットの設置に合わせて、赤ちゃんや小さな子どもが、直接口にする水道水への関心が高い子育て世代へ出前講座を行った（2 か所）。 ・新庁舎においても出前講座を実施。
総務課	I 事業計画 的確な目標値の設定について 成果指標は毎年度の目標値を設定するところ，目標値と実績値が乖離するものも散見される（水道事業：基本施策 2－1，3－1，下水道事業：同 2－1，3－1，3－2）。目標値と実績値が乖離する場合には，実績値が目標値を下回った場合の原因の検証に加え，目的値の設定自体の合理性についても今一度検証すべきである。	「長崎市上下水道事業マスタープラン」に掲げている基本施策については、毎年度、進捗状況等の確認を行っている。令和元年度から令和 2 年度にかけて、検証を行い、成果指標を見直した。今後も必要な修正を行う。

所属名	意見	措置
総務課	I 事業計画 適切な人員配置について 上下水道事業に共通する基本施策である「組織力の強化・向上」（いずれも同 3-2）において、職員給与費営業収益比率を成果指標に、多くの職員の退職が見込まれる中で培ってきた技術等の継承や技術の習得や技術力の向上に努めて組織力の強化を図っている。現在、上下水道局所属の技術職職員は、総計 156 名中、50 代が 63 名と約 40%を構成しており、技労職（整備士）に至っては総計 50 名中、50 代が 35 名であり、事務職を含む合計 263 人の職員のうち 50 代が 113 名と約 43%を占めている状況である。技術職員の確保や年齢構成の適正化については、長崎市全体の職員採用・人事管理により、技術職員の確保や年齢構成の平準化を図っており、令和元年度からは、59 歳まで受験が可能な U I J ターンの民間企業等経験者の採用も行うなど、新たな取組みも進めている。また、研修への派遣や現場研修等により知識の習得や技術力の向上に努めているところである。技術職員の確保等は、今後も上下水道事業の推進にあたり重要な課題のひとつといえる。	技術職員の確保や年齢構成の平準化については、重要課題と認識しており、今後も市長部局と連携し、引き続き、技術職員の確保に努めるとともに、上下水道事業に係る技術力の向上等に努めていきたい。
料金サービス課	II 収入及び債権管理 1. 水道料金及び下水道使用料 スマートメーターの導入について スマートメーターの導入事例は全国的にも増えており、水道法改正の付帯決議の趣旨も踏まえ導入について検討を進めており、ヒアリングにおいても水道メーターの使用量をデータ管理して目視による検針業務を不要とすることも可能との回答であった。他方、スマートメーターの導入には、初期の設備投資費用や十分に普及していないことから予測していない問題が生じる可能性は懸念されるところである。現時点において目視による検針業務に比して経済合理性に合致するか慎重に検討しているとのことであるが、今後も慎重に検討してほしい。	令和 5 年度に検針困難箇所へのスマートメーター設置を行い、この効果等の検証を行っている。また、今後も導入について、慎重に検討を進めていく。

所属名	意見	措置
料金サービス課	Ⅱ 収入及び債権管理 水道料金及び下水道使用料 定期的な水道料金の水準及び体系の検討 現状の体制として、毎年度、長期財政計画を策定し長期の収支状況を把握するよう努めることとしており、経営状況については定期的料金改定の要否等について局内協議が設けられている。この点、厚生労働省が示した「水道の基盤を強化するための基本的な方針(厚生労働省告示第 135 号)」では、「長期的な観点から、将来の更新需要等を考慮した上で水道料金を設定すること。その上で、概ね 3 年から 5 年ごとの適切な時期に水道料金の検証及び必要に応じた見直しを行うこと。」(同方針第 3 水道事業等の健全な経営の確保に関する事項(1))と明記されていることを踏まえれば、生活に欠くことのできない都市機能である水道について、適切な時期に水道料金を検証し、これに必要な見直しを行うことは、水道事業を運営する公共団体の責務であるといえる。長崎市においてマスタープランをより実践的に運用するためにも、上記の方針に基づき少なくとも 3 年から 5 年ごとに定期的に水道料金の水準や体系を検討しているとのことであるが、今後も引き続き、『水道料金算定要領』(「公益財団法人日本水道協会」作成)等の実務資料を参照しながら水道料金等の算定を行うことが望ましいと考える。	料金の検証については定期的に実施しており、令和 4 年度においても水道料金算定要領に基づいた総括原価及び今後の料金シミュレーションの算定を行った。今後も引き続き算定結果を踏まえ、料金の水準及び体系について検討していく。
料金サービス課	Ⅱ 収入及び債権管理 2. 債権管理 徴収率向上に向けた方策について 私債権である水道料金について、根拠法令となる長崎市水道事業給水条例に損害賠償金等(督促手数料並びに延滞金)の規定はないことについては、平成 21 年に上下水道局で検討し、生活困窮者等から延滞金を徴収することが極めて難しいこと等の理由により徴収しないことと結論づけているが、同規定を設けることで徴収率を向上させることができるかどうか、再度検討されたい。	令和 4 年 4 月から施行の債権管理条例において、遅延損害金に関する規定が定められているので、その規定に基づき遅延損害金を徴収することとしている。

所属名	意見	措置
料金サービス課	Ⅱ 収入及び債権管理 2. 債権管理 下水道使用料の不納欠損処理に際しての相続人調査について 債務者本人が死亡すると相続が開始し（民法第 882 条），相続人が相続開始の時から債務者本人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法第 896 条本文）から，相続人に本債権の支払義務が承継される。債務者本人が死亡したとしても，相続人全員が相続放棄をしない限り，債権の支払義務は消滅することはないのであるから，本人死亡という理由で不納欠損処理をするにあたっては，公債権である下水道使用料の調査権により、相続人調査として，戸籍情報の調査まで実施することが望ましい。	令和 4 年度から、戸籍の公用交付により相続人を調査し、調査により特定された相続人に対して催告するようにした。
料金サービス課	Ⅱ 収入及び債権管理 2. 債権管理 要件検討のためのチェックリスト等の作成について 給水停止措置を講じるにあたり，督促状の発付等，データ上の一覧表でリストは確認できたものの，給水停止の措置と紐づけして確認できるようになっておらず，ヒアリングを実施した際も確認に時間を要する状況であった。生活者のライフラインとなるものであり，給水停止等の状況がわかるように，簡易なチェックリスト等を作成することが望ましい。	給水停止リストと督促状等は管理番号（整理番号）により紐づけて確認できるようになっている。ヒアリングの際に確認に時間がかかったことは事実であるが、給水停止リストは督促状等を発行したにも関わらず未納したもののリストであり、給水停止の状況はこの停水リストでわかるようになっており、チェックリストは不要であると考える。

所属名	意見	措置
料金サービス課	Ⅱ 収入及び債権管理 2. 債権管理 悪質滞納者に対する対応について 水道料金については、督促後相当期間経過後、履行延期の特約や徴収停止の措置を採らない場合は、訴訟手続を採らなければならない（地方自治法施行令第 171 条の 2 第 3 号）、下水道使用料については、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに滞納者が使用料を支払わなければ、地方税の例により滞納処分することができる（地方自治法 231 条の 3 第 3 項、地方税法 331 条）。 こうした法令に基づき適切に法的措置が講じられているか調査したところ、電話督促や臨戸訪問等に全く応じないケースや、物理的に給水停止措置が講じられないケース等について、支払督促の申立が行われていた。もっとも、仮執行宣言付きの支払督促を得た後、任意に支払いがなされているケースも一定数ある一方で、延滞をさらに継続し、物理的に給水停止措置が講じられないケースでは、給水を受けながら滞納を続ける者も見受けられた。そうした悪質滞納者に対しても、支払督促の申立にとどまっているのが現状であり、水道料金を支払っている者との公平の観点から、強制執行手続やその前提としての財産調査の手続を検討すべきである。	悪質滞納者への対応については、財産調査を実施し、必要な場合は強制執行を実施することとした。
料金サービス課	Ⅲ 支出 2. 助成金・貸付金 保管記録の一覧性、保管方法の見直し 平成 20 年度包括外部監査における「貸付限度超過があった」との指摘を踏まえ、監査対象年度の記録を無作為に抽出して確認したところ、特段、貸付限度額を超過した事案は見当たらなかった。担当課としても過去の指摘を意識して対応しているとのことであった。他方、記録を精査するにあたり、対象となる物件の図面や写真、口座振替の依頼書等の書面が別々に保管されており、案件	保管記録として一貫性を保持するよう、借用書及び印鑑証明等の借入関係書類を債務者ごとに取りまとめて同一のファイルに綴じ、鍵付きキャビネットに保管するように改めた。

所属名	意見	措置
	ごとの保管記録として一覧性を欠いていた。また、債務者・保証人が署名捺印済みの借用書は別途鍵付キャビネットに保管されているものの、印鑑証明書の原本は同鍵付キャビネットに保管しているファイルとは別のファイルで保管しており、保管方法にも改善すべき点があるように感じられた。年々貸付の件数自体は減少していることから、案件ごとに個別に管理し、重要な書類をまとめて金庫保管とするなど、一覧性の確保や管理保管方法の工夫や見直しを検討されたい。	
料金サービス課	Ⅲ支出 2. 助成金・貸付金 連帯保証人への通知時期について 連帯保証人への請求については、平成 20 年度包括外部監査において「連帯保証人にも延滞額の請求などすべき」との指摘を受けていたところ、現在の運用は、原則として借受人（主債務者）からの返還を受け、長期にわたり償還を怠った場合や催告に対し無反応であった場合に限り、連帯保証人に連絡し支払の催告が実施されている。もっとも、連帯保証人に対する請求は、連帯保証人からの回収を図るとともに、連帯保証人への請求がなされたことを主債務者が知ることによって、主債務者の返済意思にも影響を与え、主債務者による返済を促す効果も期待できるものである。そこで、主債務者の滞納が発生した場合には、一定の時期を定めて連帯保証人にも滞納の事実を通知するなどして適切な時期に債権の回収を図ることができるよう改善を検討されたい。	令和 3 年 5 月から、借入申込時に借受人及び連帯保証人から個人情報取り扱いについての同意書（別紙参照）を徴取しており、同意書を徴取した者で納期限から 2 か月を過ぎる滞納が発生した場合は、連帯保証人に対して、借受人の滞納の事実等を通知するようにした。

所属名	意見	措置
経理課	Ⅳたな卸資産管理 預かり品の貯蔵品計上について 給水課が購入したものの使用しなかった材料がたな卸除外品として貯蔵品に計上されていないが、他の材料と同様に貯蔵品として計上する必要があると考える。また、現在、給水課で購入した材料を使用しなかった場合の取扱いについての規定がないことから、規定の作成を検討して頂きたい。	たな卸除外品について、使用できないものは不用品として処分し、残りは業者査定を行い、適正価格で貯蔵品として計上するようにした。 また、給水課などが直接購入した材料について、残品が生じた場合は、貯蔵品として計上するよう会計規程を改正した。
経理課	Ⅳたな卸資産管理 貯蔵品の購入基準の設定について 貯蔵品の購入についてはその数量や時期等の具体的な購入基準が定められてない。現状、経験者が業務を担当しており特段の不都合は生じていないとのことであり、また、画一的な基準の設定によりかえって緊急事態に十分な対応ができない等のリスクも想定されるとするが、担当者不在時の対応のみならず、担当者の交代による円滑な業務引継ぎを履践していく上で、目安となる客観的な基準を設定しておくことは業務の効率化に資するところである。貯蔵品にかかる購入基準の作成を検討されたい。	貯蔵品について、経済的で効率的な管理ができるよう、過去の実績を踏まえ、品目ごとに最低保有数量と1回の経済的発注数量を定めるなど、貯蔵品の購入基準を制定した。
経理課	Ⅳたな卸資産管理 薬品の在庫計上について 長崎市上下水道局としては、薬品については正確な使用量や残量の把握が困難であり、厳密な倉入・倉出管理を行うことが難しいことから、貯蔵品として管理しておらず在庫として計上していない。しかしながら、地方公営企業の会計規程（例）等に照らせば、重要性の原則による判断の余地はあるものの、薬品についても期末には残量を薬品費から貯蔵品に振り替え、在庫として計上する必要があると考える。在庫量の把握方法につき他市を参考に、薬品についても期末に貯蔵品として計上することを検討されたい。	薬品については、各浄水場で自動制御により連続的に使用し、正確な残量の把握が困難であることに加え、「公営企業の経理の手引」では購入後直ちに使用する場合にあっては、貯蔵品経理を行うことなく、費用処理することも差し支えないとされていることから、貯蔵品として管理してこなかったところである。 今回の意見を踏まえ九州内の県庁所在市及び中核市を調査したが、全ての市において本市と同様の処理を行っていたことから、これまでと同様、購入時に費用処理することとしたい。

所属名	意見	措置
料金サービス課	Ⅶ会計 出納状況報告システムのアカウント発行について 上記にも記している出納業務を報告するシステムに関して、アカウントの発行が各現金取扱場所に対して 1 つであるため、各現金取扱場所の現金取扱員全員で 1 つの ID、パスワードを共有しての運用となっている。システムのベースがエクセルとなっているため、アカウントの新規発行が他システムに比して労力がかかる点など、やむを得ない事情もあるが、こちらも長崎市情報セキュリティポリシーに照らして適切な運用（アカウント情報はできるだけ共有しない）を行う事が望ましい。	意見にあるとおり、出納状況報告システムのアカウントを増やすことはシステム上困難であったため、各地域センターにおいて、アカウントの利用者を限定することとし、パスワードも定期的に変更するよう運用を変更した。 上記の旨を文書で通知し、収納マニュアルの改正を実施した。
料金サービス課	Ⅶ会計 収納の手計算について 令和元年度の過年度損益修正損（下水道事業）について、賦課誤りによる還付金が発生している。発生の原因は井水利用者の一部について、上下水道料金管理システムにおける汚水量計算において、システムへ登録された計算方法により手計算した結果をシステムへ入力する過程があり、その料金計算過程に誤りがあったことが発覚したためである。手入力による料金の入力は月に約 250 件程度発生するとの事であるが、今回の件が発覚した際に、他にも同様なことが起こっていないかのチェックは実施されており、今回の賦課誤りが他に派生する可能性は低い。また、システム改修を予定しており、今まで手計算だった部分もシステムで対応できるようになるとのことであるため、早期のシステム改修を検討されたい。	上下水道料金算定システムの改修を実施（令和 3 年 3 月 15 日完成：上下水道料金等管理システム改修（井水水量算定）業務委託 2,398,000 円）井水利用者の使用料計算を自動計算できるようにした。